No.５

令和６年（１２月）

第４回定例会議案

熊谷市

目　　次

議案番号	議案名	所管課	頁
第９８号	専決処分の承認を求めることについて （令和６年度熊谷市一般会計補正予算（第３号））	財政課	１
第１０４号	熊谷市公告式条例の一部を改正する条例	庶務課	１２
第１０５号	熊谷市公民館条例及び熊谷市公民館使用条例の一部を改正する条例	中央公民館	１４
第１０６号	熊谷市立体育施設条例の一部を改正する条例	スポーツタウン推進課	１５
第１０７号	熊谷市農業活性化センター条例の一部を改正する条例	農業政策課	１６
第１０８号	熊谷市農業集落排水施設条例等の一部を改正する条例	経営課	１７
第１０９号	熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例	保育課	１９
第１１０号	熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	保険年金課	２０
第１１１号	熊谷市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例の一部を改正する条例	建築審査課	２２
第１１２号	熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例の一部を改正する条例	企業活動支援課	２３
第１１３号	熊谷市水道事業の布設工事監督者を配置する工事等を定める条例の一部を改正する条例	水道課	２７
第１１４号	熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	デジタル推進課	３１
第１１５号	熊谷市駐車場事業特別会計条例を廃止する条例	商業観光課	３４
第１１６号	工事請負契約の締結について （準用河川新星川改修工事）	河川課（契約課）	３５
第１１７号	工事請負契約の締結についての変更について （熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業建設工事）	こども課	３６
第１１８号	工事請負契約の締結についての変更について （熊谷市立玉井小学校教室棟中校舎改修建築工事）	教育総務課（契約課）	３７
第１１９号	公の施設の指定管理者の指定について （熊谷市立市民体育館等）	スポーツタウン推進課	３８

第１２０号	公の施設の指定管理者の指定について （熊谷市立コミュニティセンター）	市民活動推進課	３９
第１２１号	公の施設の指定管理者の指定について （熊谷市市民活動支援センター）	市民活動推進課	４０
第１２２号	公の施設の指定管理者の指定について （中央公園等）	公園緑地課	４１
第１２３号	公の施設の指定管理者の指定について （熊谷市妻沼勤労福祉会館）	妻沼行政センター	４３
第１２４号	公の施設の指定管理者の指定について （熊谷文化創造館等）	社会教育課	４４
第１２５号	公の施設の指定管理者の指定について （熊谷市スポーツ・文化村）	社会教育課	４５
第１２６号	市道路線の廃止について	管理課	４６

議案第９８号

専決処分の承認を求めることについて

令和６年度熊谷市一般会計補正予算（第３号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和６年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

専決処分書

令和６年度熊谷市一般会計補正予算（第３号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和６年１０月７日

熊谷市長　小　林　哲　也

令和６年度熊谷市一般会計補正予算（第３号）

令和６年度熊谷市の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８４，４５９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７６，３５２，８１６千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和６年１０月７日

埼玉県熊谷市長　小　林　　哲　也

第 1 表　　歳入歳出予算補正

歳　　入　　単位　千円

款	項	補正前の額	補　正　額	計
16　県支出金		5,522,845	84,441	5,607,286
	3　委託金	326,376	84,441	410,817
20　繰越金		1,355,646	18	1,355,664
	1　繰越金	1,355,646	18	1,355,664
歳　　入　　合　　計		76,268,357	84,459	76,352,816

歳　　出

単位　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2　総務費		6,962,258	84,459	7,046,717
	4　選挙費	60,637	84,459	145,096
歳　　出　　合　　計		76,268,357	84,459	76,352,816

1　総　括

歳入歳出補正予算事項別明細書

（歳　　入）　　単位　千円

款	補正前の額	補正額	計
16　県支出金	5,522,845	84,441	5,607,286
20　繰越金	1,355,646	18	1,355,664
歳　入　合　計	76,268,357	84,459	76,352,816

（歳　　出）　　単位　千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2　総務費	6,962,258	84,459	7,046,717	84,441	0	0	18
歳　出　合　計	76,268,357	84,459	76,352,816	84,441	0	0	18

2　歳　入

第 16款 県支出金　　84,441

第　3項 委託金　　84,441

単位　千円

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明		
				区　　分	金　額			
1 総務費委託金	321,512	84,441	405,953	2 選挙費委託金	84,441	衆議院議員総選挙及び国民審査費委託金	（定額）	84,441
計	326,376	84,441	410,817					

第 20款 繰越金　　18

第　1項 繰越金　　18

単位　千円

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
1 繰越金	1,355,646	18	1,355,664	1 繰越金	18	前年度繰越金　18
計	1,355,646	18	1,355,664			

3　歳　出

第　2款 総務費　84,459

第　4項 選挙費　84,459

単位　千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業名	節区分	説明	
				特定財源			一般財源				
				国県支出金	地方債	その他					
3 衆議院議員総選挙及び国民審査費	0	84,459	84,459	84,441	0	0	18	○ 人件費	1 報酬	会計年度補助職員報酬	2,412
									8 旅費	費用弁償	40
								○ 衆議院議員総選挙及び国民審査事業	1 報酬	報酬	7,304
									3 職員手当等	時間外勤務手当	28,155
									7 報償費	報償金	159
									8 旅費	費用弁償	45
										一般旅費	22
									10 需用費	消耗品費	2,000
										印刷費	685
										燃料費	164
										自動車燃料費	54
										食糧費	778
										器具修繕料	1,623
									11 役務費	郵便料	8,367
										情報通信費	179
										手数料	212
									12 委託料	委託料	30,150
										保守委託料	27

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業名	節区分	説明	
				特定財源			一般財源				
				国県支出金	地方債	その他					
									13 使用料及び賃借料	使用料	324
										借上料	542
										自動車その他借上料	1,178
									17 備品購入費	器具購入費	39
計	60,637	84,459	145,096	84,441	0	0	18				

議案第１０４号

熊谷市公告式条例の一部を改正する条例

熊谷市公告式条例（平成１７年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「別表に定める掲示場」を「市のホームページに設置した電子掲示場」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他特別の事由により電子掲示場に掲示することができないときは、別表に定める掲示場に掲示してこれを行うことができる。

第６条の次に次の１条を加える。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（熊谷市行政手続条例の一部改正）

２　熊谷市行政手続条例（平成１７年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第１５条第３項中「当該行政庁の事務所の掲示板」を「熊谷市公告式条例（平成１７年条例第３号）第２条第２項本文に規定する電子掲示場」に改める。

（熊谷市職員退職手当条例の一部改正）

３　熊谷市職員退職手当条例（平成１７年条例第５４号）の一部を次のように改正する。

第１６条第３項中「第２条第２項に規定する掲示場」を「第２条第２項本文に規定する電子掲示場」に改める。

（熊谷市税条例の一部改正）

４　熊谷市税条例（平成１７年条例第６３号）の一部を次のように改正する。

第１８条中「第２条第２項に規定する掲示場」を「第２条第２項本文に規定する電子掲示場」に改める。

（熊谷市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

５　熊谷市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１８年条例第３４号）の一部を次のように改正する。

第７条第１号中「第２条第２項に規定する掲示場」を「第２条第２項本文に規定する電子掲示場」に改める。

（熊谷市屋外広告物条例の一部改正）

６　熊谷市屋外広告物条例（平成３０年条例第５３号）の一部を次のように改正する。

第２７条第２項第１号中「第２条第２項に規定する掲示場」を「第２条第２項本文に規定する電子掲示場」に改める。

令和６年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

条例の公布等の公告式を市のホームページに設置した電子掲示場に掲示する方法によることとしたいので、この案を提出するものであります。

議案第１０５号

熊谷市公民館条例及び熊谷市公民館使用条例の一部を改正する条例

（熊谷市公民館条例の一部改正）

第１条　熊谷市公民館条例（平成１７年条例第１０３号）の一部を次のように改正する。

別表中「｜　〃　下奈良６０９番地６　｜」を「｜　〃　中奈良８９７番地　｜」に改める。

（熊谷市公民館使用条例の一部改正）

第２条　熊谷市公民館使用条例（平成１７年条例第１０４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「、熊谷市中条公民館、熊谷市奈良公民館」を削る。

別表の１熊谷東公民館等の表中奈良公民館の項を削る。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和６年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市奈良公民館の位置を変更するとともに、同公民館の使用料を廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第１０６号

熊谷市立体育施設条例の一部を改正する条例

熊谷市立体育施設条例（平成１７年条例第１１６号）の一部を次のように改正する。

第２条の表に次のように加える。

熊谷市立星宮体育館	熊谷市池上７３３番地２

別表第２中「熊谷市立別府体育館」の次に「及び熊谷市立星宮体育館」を加え、同表中備考３を備考４とし、備考２を備考３とし、備考１の次に次のように加える。

２　熊谷市立星宮体育館を利用する場合（入場料又はこれに類する料金を徴収しないものに限る。）で、半面を利用するときは、規定の利用料金の半額を徴収する。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和６年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

新たに熊谷市立星宮体育館を設置したいので、この案を提出するものであります。

議案第１０７号

熊谷市農業活性化センター条例の一部を改正する条例

熊谷市農業活性化センター条例（平成１７年条例第１８１号）の一部を次のように改正する。

別表中「情報処理室」を「会議室１」に、「

情報管理室	活
土壌検査室	市

」を「

会議室２

」

	３３０円	３９０円	５６０円

」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和６年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市農業活性化センター会議室の使用料の額を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第１０８号

熊谷市農業集落排水施設条例等の一部を改正する条例

（熊谷市農業集落排水施設条例の一部改正）

第１条　熊谷市農業集落排水施設条例（平成１７年条例第１８９号）の一部を次のように改正する。

第１２条第４項中「集金」を「地方自治法第２３１条の２の３第１項の指定納付受託者による納付」に改める。

（熊谷市下水道条例の一部改正）

第２条　熊谷市下水道条例（平成１７年条例第２１７号）の一部を次のように改正する。

第４６条第２項中「又は口座振替」を「、口座振替又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第１項の指定納付受託者による納付」に改める。

（熊谷市水道事業給水条例の一部改正）

第３条　熊谷市水道事業給水条例（平成１７年条例第２２５号）の一部を次のように改正する。

第３０条中「口座振替又は、納入通知書」を「納入通知書、口座振替又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第１項の指定納付受託者による納付」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（熊谷市農業集落排水施設条例の一部改正に伴う経過措置）

２　第１条の規定による改正後の熊谷市農業集落排水施設条例第１２条第４項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に確定する使用料から適用し、施行日前までに確定する使用料については、なお従前の例による。

（熊谷市下水道条例の一部改正に伴う経過措置）

３　第２条の規定による改正後の熊谷市下水道条例第４６条第２項の規定は、施行日以後に確定する使用料から適用し、施行日前までに確定する使用料については、なお従前の例による。

（熊谷市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置）

４　第３条の規定による改正後の熊谷市水道事業給水条例第３０条の規定は、施行日以後に確定する水道料金から適用し、施行日前までに確定する水道料金については、なお従前の例による。

令和６年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

農業集落排水施設に係る使用料等の納付に関する事務を指定納付受託者に行わせることができるようにしたいので、この案を提出するものであります。

議案第１０９号

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

熊谷市立児童クラブ条例（平成１８年条例第３６号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

熊谷市立第２江南北児童クラブ	熊谷市三本３５９番地

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和６年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立第２江南北児童クラブを新設したいので、この案を提出するものであります。

議案第１１０号

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

熊谷市国民健康保険税条例（平成１８年条例第１７６号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項ただし書中「２２万円」を「２４万円」に改める。

第３条第１項中「１００分の６．９２」を「１００分の７．０４」に改める。

第５条中「３１，５００円」を「３５，５００円」に改める。

第６条中「１００分の２．３２」を「１００分の２．４８」に改める。

第７条中「１３，５００円」を「１４，５００円」に改める。

第８条中「１００分の１．８６」を「１００分の２．０２」に改める。

第９条中「１３，５００円」を「１４，５００円」に改める。

第２２条第１項中「２２万円」を「２４万円」に改め、同項第１号ア中「２２，０５０円」を「２４，８５０円」に改め、同号イ及びウ中「９，４５０円」を「１０，１５０円」に改め、同項第２号ア中「１５，７５０円」を「１７，７５０円」に改め、同号イ及びウ中「６，７５０円」を「７，２５０円」に改め、同項第３号ア中「６，３００円」を「７，１００円」に改め、同号イ及びウ中「２，７００円」を「２，９００円」に改め、同条第２項第１号ア中「４，７２５円」を「５，３２５円」に改め、同号イ中「７，８７５円」を「８，８７５円」に改め、同号ウ中「１２，６００円」を「１４，２００円」に改め、同号エ中「１５，７５０円」を「１７，７５０円」に改め、同項第２号ア中「２，０２５円」を「２，１７５円」に改め、同号イ中「３，３７５円」を「３，６２５円」に改め、同号ウ中「５，４００円」を「５，８００円」に改め、同号エ中「６，７５０円」を「７，２５０円」に

改める。

附則第５項中「令和８年３月３１日」を「高齢者の医療の確保に関する法律附則第２条に規定する政令で定める日」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の熊谷市国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和６年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

国民健康保険税の賦課限度額を見直すとともに、基礎課税額等に係る税率の改定及び減額措置に関する規定の整備等を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第１１１号

熊谷市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例（平成２１年条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第１１条第２項中「同法第１８条第２項本文」の次に「若しくは第４項前段」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第１８条第４項前段の規定による計画の通知をした者及び施行日から３０日を経過する日までの間に、同項前段の規定による計画の通知をしようとする者に係る改正後の第１１条第２項の規定の適用については、同項中「建築基準法第６条第１項若しくは第６条の２第１項に規定する確認の申請又は同法第１８条第２項本文若しくは第４項前段の規定による計画の通知をしようとする日の３０日前までに」とあるのは、「この条例の施行の日以後、速やかに」とする。

令和６年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「建築基準法」の一部改正に伴い、指定確認検査機関に対して計画の通知をする者が行う住民説明に係る報告期限を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第１１２号

熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例（平成２２年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号を次のように改める。

⑶　都市機能誘導区域　都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第８１条第２項第３号に規定する都市機能誘導区域をいう。

第２条に次の１号を加える。

⑸　重点業種事業　規則で定める重点業種事業をいう。

第３条第１項第１号から第３号までの規定中「中心市街地」を「都市機能誘導区域」に改め、同条第２項中第５号及び第６号を削り、第７号を第５号とし、第８号を第６号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑺　社宅・社員寮建設等奨励金

第３条第２項中第９号を第８号とする。

別表事業所新設等奨励金の項中「額を、」の次に「５０，０００，０００円（」を、「いう。）」の次に「が重点業種事業の用に供する目的の新設等（以下「重点業種事業用新設等」という。）である場合にあっては、１００，０００，０００円）を限度として、指定事業者新設等事業所」を加え、「規則で定める新エネルギーに係る環境関連企業又は地域の経済を牽引する事業を実施する企業及び」を「指定事業者新設等事業所が重点業種事業用新設等である場合又は」に改め、「市内に」を削り、「を有する企業」を「の用に供する目的の新設等である場合」に改め、同表雇用促進奨励金の項中「１年を経過した日において、引き続き市内に住所を有し、かつ、」の次に「雇用促進奨励金の申請の日

において」を加え、同項中「の数に５００，０００円（雇用期間の定めのある者」を「のうち、雇用期間の定めのない者の数に５００，０００円（指定事業者新設等事業所が重点業種事業用新設等である場合」に、「２００,０００円)」を「８００，０００円)」に、「(その額が３０,０００,０００円を超えるときは、３０,０００,０００円)を、１回に限り」を「と雇用期間の定めのある者の数に２００，０００円（指定事業者新設等事業所が重点業種事業用新設等である場合にあっては、３００，０００円）を乗じて得た額との合計額を、３０，０００，０００円（指定事業者新設等事業所が重点業種事業用新設等である場合にあっては、５０，０００，０００円）を限度として、」に改め、同項中

「

	新規雇用常用従業員（雇用期間の定めのない者に限る。）が、雇用された日から起算して３年を経過した日において、引き続き市内に住所を有し、かつ、継続して雇用されている場合	交付要件に該当する者の数に２００，０００円を乗じて得た額（その額が、２０，０００，０００円を超えるときは、２０，０００，０００円）を、１回に限り交付する。

」

を削り、同表従業員転入促進奨励金の項中「第６条第

１項の規定による申請をする日」を「従業員転入促進奨励金の申請の日」に、「（その額が１０，０００，０００円を超えるときは、１０，０００，０００円）を、１回に限り」を「を、１０，０００，０００円を限度として、」に改め、同表太陽光発電設備設置奨励金の項中「出力値に出力１キロワット当たり３５０，０００円」を「設置に要した費用の額に２分の１」に改め、同表太陽熱温水器設置奨励金の項及び雨水利用設備設置奨励金の項を削り、同表埋蔵文化財発掘調査奨励金の項の次に次のように加える。

社宅・社員寮建設等奨励金	従業員の居住を目的に、市内に共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）を建設し、又は取得した場合であって、次の各号のいずれにも該当するとき。 ⑴　当該共同住宅等の建設又は取得に要した費用の額が５０，０００，０００円を超え、かつ、当該共同住宅等の戸数が４戸以上であるとき。 ⑵　当該共同住宅等の全戸数の２分の１以上に指定事業者新設等事業所に勤務する	交付要件に該当する共同住宅等の戸数に５００，０００円（指定事業者新設等事業所が重点業種事業用新設等である場合にあっては、８００，０００円）を乗じて得た額を、１０，０００，０００円（指定事業者新設等事業所が重点業種事業用新設等である場合にあっては、２０，０００，０００円）を限度として、１回に限り交付する。

	常用従業員が入居し、かつ、当該従業員が社宅・社員寮建設等奨励金の申請の日において当該共同住宅等に住所を有するとき。	

別表従業員転入奨励金の項中「第６条第２項の規定による申請をする日」を「従業員転入奨励金の申請の日」に、「２００，０００円」を「１００，０００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第５条の規定による指定を受けた事業者に係る奨励金について適用し、同日前に改正前の熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例第５条の規定による指定を受けた事業者に係る奨励金については、なお従前の例による。

令和６年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

社宅・社員寮建設等奨励金を設けるとともに、奨励金の種類及び交付額の見直しを行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第１１３号

熊谷市水道事業の布設工事監督者を配置する工事等を定める条例の一部を改正する条例

熊谷市水道事業の布設工事監督者を配置する工事等を定める条例（平成２５年条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「水道に」を「水道等（水道、工業用水道、下水道、道路又は河川をいう。以下同じ。）に」に改め、「もの」の次に「（６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」を加え、同条第８号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第１１号とし、同条第７号中「第２号若しくは第３号に規定する課程及び科目又は第５号若しくは前号」を「第３号、第４号及び第６号から前号まで」に改め、「又は科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「もの」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の年数の２分の１以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」を加え、同号を同条第１０号とし、同条第６号中「中等教育学校」の次に「（以下「高等学校等」という。）」を、「者」の次に「（以下「第８号卒業者」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「もの」の次に「（３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」を加え、同号を同条第８号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑼　高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後、８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）

第３条第５号中「高等専門学校」の次に「（以下「短期大学等」とい

う。)」を、「者」の次に「(以下「第６号卒業者」という。)」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「もの」の次に「(２年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)」を加え、同号を同条第６号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑺　短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、６年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）

第３条第４号中「第２号卒業者又は第３号卒業者」を「第３号卒業者又は第４号卒業者」に、「第２号卒業者に」を「第３号卒業者に」に、「１年以上、第３号卒業者」を「２年以上、第４号卒業者」に、「２年以上水道」を「３年以上水道等」に改め、「もの」の次に「(第３号卒業者にあっては１年以上、第４号卒業者にあっては１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)」を加え、同号を同条第５号とし、同条第３号中「土木工学科」を「機械工学科若しくは電気工学科」に、「これ」を「これら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する科目以外の科目」を削り、「第３号卒業者」を「第４号卒業者」に、「３年以上水道」を「４年以上水道等」に改め、「もの」の次に「(２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)」を加え、同号を同条第４号とし、同条第２号中「において衛生工学又は水道工学に関する科目」を削り、「第２号卒業者」を「第３号卒業者」に、「２年以上水道」を「３年以上水道等」に改め、「もの」の次に「(１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)」を加え、同号を同条第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第３４条第１項

及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）

第４条第１号を次のように改める。

⑴　技術士法第４条第１項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、１年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第４条中第６号を第８号とし、第５号を第７号とし、同条第４号中「第２号」を「第３号若しくは第４号」に、「科目又は」を「課程又は」に、「科目に」を「課程に」に、「科目を」を「課程を」に改め、同号を同条第６号とし、同条第３号中「前条第２号、第５号又は第６号」を「前条第３号、第６号又は第８号」に、「に関する科目」を「の課程」に、「科目以外」を「課程以外」に、「科目を」を「課程を」に、「同条第２号」を「同条第３号」に、「同条第５号」を「同条第６号」に、「同条第６号」を「同条第８号」に改め、同号を同条第５号とし、同条第２号中「前条第２号、第５号又は第６号」を「前条第３号、第６号又は第８号」に改め、「（土木工学を除く。）」を削り、「に関する科目又はこれらに相当する科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第２号」を「同条第３号」に、「同条第５号」を「同条第６号」に、「同条第６号」を「同条第８号」に改め、同号を同条第４号とし、第１号の次に次の２号を加える。

⑵　建設業法施行令第３４条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

⑶　第３号卒業者、第６号卒業者又は第８号卒業者であって、当該

卒業をした（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、第３号卒業者にあっては３年以上、第６号卒業者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。）にあっては５年以上、第８号卒業者にあっては７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和６年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「水道法施行令」等の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者が有すべき資格要件の見直しを行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第１１４号

熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市個人番号の利用に関する条例（平成２７年条例第４１号）の一部を次のように改正する。

別表第１に次のように加える。

５　市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者（本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、基幹情報システムにおいて住民とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第２の１の項中「医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの」を「医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの」に改め、同表の２の項及び３の項中「医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの」を「住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの」に改め、同表の４の項中「医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの」を「住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの」に改める。

「付関係情報でで定めるもの」を「医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの／住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」に改め、同表の４の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの」を「中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの／住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」に改め、同表に次のように加える。

５　市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	特定個人番号利用事務に係る関係情報であって規則で定めるもの
		熊谷市こども医療費の助成に関する条例によるこども医療費の助成に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの
		熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務

		に係る関係情報であって規則で定めるもの
		熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者医療費助成金の支給に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの
6　市長	特定個人番号利用事務	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

附　則

この条例は、令和７年１月１４日から施行する。

令和６年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

基幹情報システムの標準化に伴い、個人番号を利用できる事務として、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務等を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第１１５号

熊谷市駐車場事業特別会計条例を廃止する条例

熊谷市駐車場事業特別会計条例（平成１７年条例第６１号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による廃止前の熊谷市駐車場事業特別会計条例による熊谷市駐車場事業特別会計に係る令和６年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

令和６年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市駐車場事業特別会計を廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第１１６号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

１　名　　称　　準用河川新星川改修工事

２　場　　所　　熊谷市中央一丁目地内ほか

３　概　　要　　⑴　函渠（かんきょ）工

⑵　護岸工

⑶　その他

４　契約金額　　２４７，８３０，０００円

５　契約の相手方　　熊谷市久保島１８３３番地

清水建設工業株式会社

代表取締役　清　水　英　樹

令和６年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

準用河川新星川改修工事の請負契約を締結したいので、この案を提出するものであります。

議案第１１７号

工事請負契約の締結についての変更について

工事請負契約の締結について（令和６年議決第３８号）の一部を次のように変更することについて、議決を求める。

「４　契　約　金　額　　４，０３１，８１９，０００円」を

「４　契　約　金　額　　４，９４２，０５８，７１５円」に変更する。

令和６年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業建設工事に係る請負契約の金額を増額したいので、この案を提出するものであります。

議案第１１８号

工事請負契約の締結についての変更について

工事請負契約の締結について（令和６年議決第３９号・令和６年一部変更議決第８４号）の一部を次のように変更することについて、議決を求める。

「４　契　約　金　額　　３６４，２１０，０００円」を

「４　契　約　金　額　　３８４，４５０，０００円」に変更する。

令和６年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立玉井小学校教室棟中校舎改修建築工事に係る請負契約の金額を増額したいので、この案を提出するものであります。

議案第１１９号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市立市民体育館

熊谷市立大里体育館

熊谷市立江南体育館

熊谷市立籠原体育館

熊谷市立大里総合グラウンド

熊谷市立江南総合グラウンド

２　指定管理者となる団体

熊谷市桜木町二丁目３３番地５

公益財団法人　熊谷市スポーツ協会

会長　小　林　哲　也

３　指定の期間

令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで

令和６年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立市民体育館等の指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第１２０号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市立コミュニティセンター

２　指定管理者となる団体

熊谷市弥藤吾２４５０番地

社会福祉法人　熊谷市社会福祉協議会

会長　紫　藤　晃　男

３　指定の期間

令和７年４月１日から令和９年９月３０日まで

令和６年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立コミュニティセンターの指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第１２１号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市市民活動支援センター

２　指定管理者となる団体

熊谷市銀座一丁目５８番地　コミュニティサロン「キューノ」内

特定非営利活動法人　ＮＰＯくまがや

代表理事　宇　野　元　英

３　指定の期間

令和７年４月１日から令和９年９月３０日まで

令和６年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市市民活動支援センターの指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第１２２号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

中央公園

熊谷荒川緑地

村岡荒川緑地

久下荒川緑地

２　指定管理者となる団体

熊谷市江南中央一丁目１番地

グリーントライアングル熊谷

代表団体　熊谷市江南中央一丁目１番地

公益社団法人　熊谷市シルバー人材センター

理事長　藤　原　　清

構成団体　熊谷市大麻生８２４番地１

特定非営利活動法人　グリーンアップ熊谷

理事長　髙　橋　哲　男

構成団体　熊谷市石原１４２番地３

株式会社　藍造園

代表取締役　宮　下　良　友

３　指定の期間

令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで

令和６年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

中央公園等の指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第１２３号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市妻沼勤労福祉会館

２　指定管理者となる団体

熊谷市妻沼１７０６番地１

くまがや市商工会

会長　小　林　洋　一

３　指定の期間

令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで

令和６年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市妻沼勤労福祉会館の指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第１２４号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷文化創造館

熊谷市立大里生涯学習センター

熊谷市立江南総合文化会館

２　指定管理者となる団体

熊谷市拾六間１１１番地１

公益財団法人　熊谷市文化振興財団

理事長　小　林　哲　也

３　指定の期間

令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで

令和６年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷文化創造館等の指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第１２５号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市スポーツ・文化村

２　指定管理者となる団体

さいたま市浦和区常盤五丁目２番１８号

アイル・オーエンスグループ

代表団体　さいたま市浦和区常盤五丁目２番１８号

アイル・コーポレーション株式会社

代表取締役　町　田　哲　雄

構成団体　東京都中央区銀座四丁目１２番１５号　歌舞伎座タワー２０階

株式会社　オーエンス

代表取締役　大　木　一　雄

３　指定の期間

令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで

令和６年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市スポーツ・文化村の指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第１２６号

市道路線の廃止について

道路法(昭和２７年法律第１８０号)第１０条第３項の規定により、別紙記載の市道路線を廃止することについて、議決を求める。

令和６年１１月２９日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

道路用地の売払いのため、市道路線を廃止したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
1	市道　90095　号線	万吉字下田２５７４番２地先	
		万吉字下田２５７７番地先	